令和３年11月10日

**女性相談センター相談支援課・一時保護課職員の勤務体制変更について（提案）**

**１　提案理由**

女性相談センター一時保護所の移転に伴い、管理面積が約2倍となり、利用者の使用スペースが複数フロアに拡充されるとともに、入所可能世帯数も7世帯（15名）から10世帯（15名）に増加する。これにより、各フロアへの職員配置や定期巡回による安全確保の必要性が高まるが、特に利用者支援業務が集中する夕刻以降の時間帯（16:00～22:00）や休祝日において、現行の体制では対応できることに限りがあるため、一時保護所移転時・来年度当初の２段階で体制を強化する。

**２　提案内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後（R3.12～） |
| １．遅出・夜間勤務体制  休祝日を含む各日、社会福祉職（１名）による宿直  ※上記以外に非常勤夕勤・夜勤（各１名）  ２．勤務時間  ・日勤に続く宿直体制（9:00～翌9:30）  宿直：22:30～翌5:15  休憩：12:15～13:00、18:00～18:45、7:15～7:30 | １．遅出・夜間勤務体制  休祝日を含む各日、**社会福祉職・心理職（１名）による遅出**、及び社会福祉職（１名）による宿直  　※上記以外に非常勤夕勤・夜勤（各１名）  ２．勤務時間  ・**遅出:12:30～21:00**  ・日勤に続く宿直体制 ＊変更なし |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前（R3.12～R4.3） | 変更後（R4.4～） |
| １．休祝日勤務体制  社会福祉職・心理職（１名）による遅出、及び社会福祉職（１名）による宿直  　※上記以外に非常勤日勤・夕勤・夜勤（各１名）  ２．勤務時間  ・遅出:12:30～21:00  ・日勤に続く宿直体制 ＊変更なし | １．休祝日勤務体制  社会福祉職(1名)による**日勤**、及び社会福祉職（１名）による宿直  ※上記以外に非常勤日勤・夕勤（各１名）・夜勤（**2名(予定)**）  ２．勤務時間  ・**日勤：9:00～17:30**  　　◇定期巡回及び利用者支援  ・日勤に続く宿直体制 ＊変更なし  ◇一時保護依頼への対応 |

**３　変更予定日**

　　令和３年12月１日